

春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第90号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(利率) 第14条 災害援護資金は、 <u>無利子</u> とする。	(利率) 第14条 災害援護資金は、 <u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント</u> とする。
(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、 <u>半年賦償還又は月賦償還</u> とする。 3 <u>償還免除</u> 、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から <u>第11条</u> までの規定によるものとする。	(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還 <u>又は半年賦償還</u> とする。 3 <u>償還免除、連帯保証人</u> 、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から <u>第12条</u> までの規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日から適用する。